

令和5年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金制度（家計急変分）について

経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が非課税相当と見込まれる世帯に対する新たな高等学校等奨学給付金制度（家計急変分）です（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまる場合は、県庁に申請してください。（通信制の高等学校は、本校所在地が県内の場合は学校に申請してください）。

兵庫県の奨学給付金（家計急変分）の支給を受けることができる人

◆ 対象者の条件

- (1) 生徒が基準日※現在、私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍すること。
※基準日は、7月1日現在（7月1日以降に家計が急変し、申請する場合は申請日の翌月1日（申請日が月の初日である場合は、申請日））となります。
- (2) **保護者**（学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者）等が**兵庫県在住であること**（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません）。
- (3) **令和5年度（令和4年分）の市町民税所得割額及び県民税所得割額（保護者等の合計額）が0円ではないが**、経済状況等の悪化により家計が急変し**所得割が非課税（0円）世帯相当**であると認められること。

<ご注意>

- ※ 生徒が平成26年3月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
- ※ 生徒が基準日現在、高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が基準日現在、高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき申請できる回数は奨学給付金（一般分）と合わせて3回（定時制・通信制は4回、専攻科は専攻科分として2回）までです。
- ※ 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で1回（定時・通信制は追加で2回）申請できます。
- ※ **生活保護世帯（生業扶助受給）**または**令和5年度の市町民税所得割額及び県民税所得割（保護者等の合計額）が0円の場合は対象外**です。私立高等学校等奨学給付金（一般分）を申請してください。
- ※ 家計急変に該当しない離職（定年退職など）は、給付の対象となりません。

◆ 給付要件

家計急変後の保護者等全員分の年収見込が下表の要件を満たすこと

世帯構成	年収見込	世帯構成	年収見込
2人世帯	2,044,000円未満	5人世帯	3,214,286円未満
3人世帯	2,214,286円未満	6人世帯	3,700,000円未満
4人世帯	2,714,286円未満	7人世帯	4,137,500円未満

- ・提出書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を推計します。（退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は収入見込額には含めません。）
- ・この例に該当しない場合はお問い合わせください。
- ・世帯構成は、保護者等及び保護者等が扶養する者の合計人数で判定します。

◆ 支給額

区分		支給額（年額）※		
		全日制 定時制	通信制	専攻科
家計急変後の年収見込が前頁の給付要件を満たす場合	下記を除く高校生等	137,600 円	52,100 円	52,100 円
	保護者等に扶養されている ① 2人目以降の高校生等 又は ② 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹（高校生等以外）がいる高校生等	152,000 円		

※15歳以上23歳未満：平成12年7月3日～平成20年4月1日に生まれた方を指します。

※7月以降に家計が急変した場合は、家計急変が発生した月または申請のあった月の翌月以降の月数に応じて月割りした額を支給します。

※6月以前に家計が急変した場合でも、10月以降に申請すると月割りとなるのでご注意ください。

◆ 申請書の提出

提出期限

① 6月までに家計急変があった場合

：令和5年9月30日（土曜日）消印有効

② 7月以降に家計急変があった場合

：家計急変発生月から起算して3ヶ月以内消印有効

最終締切：令和6年1月31日（水）

※申請は令和6年1月31日まで随時受付しますが、①、②に規定する締切を過ぎて申請した場合、申請のあった翌月以降の月数に応じて月割りした額を支給します。

※最終締切を過ぎた申請は受付できません。期限を過ぎた後に送付されても返送しますのでご了承ください。

※到着確認のお問い合わせにはお答えできません。到着を確認したい方は、特定記録や書留等による送付をお願いします。

提出先

〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県総務部教育課 奨学給付金担当

※窓口はありませんので、持参による提出はご遠慮ください。

必要書類

※書類の詳細は、「申請に必要な書類について（奨学給付金家計急変分）をご確認ください」

- 申請書 (黒色のボールペンで記入)
- 住民票 (世帯全員分)
- 在学証明書
- 申請者名義の通帳のコピー
- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 (家計急変が生じた保護者等1名分で可)
- 保護者等の令和5年度課税証明書 (保護者等全員分)
- 家計急変後1年間の年収見込を確認する書類 (保護者等全員分)
- 健康保険証のコピー※扶養誓約書に貼付 (該当親族全員分・裏面に糊付け)
- 対象生徒以外の奨学給付金支給申請書のコピー (該当の場合のみ)
- 個人対象要件証明書 (専攻科に在籍する場合のみ)
- 申立書

2人以上の申請で、いずれも県庁に申請する場合、共通する添付書類（住民票や保護者の税額を証明する書類等）は1部のみでの提出で構いません（学校申請者と県庁申請者、公立校と私立校といった場合は、それぞれに提出をお願いします）。

◆ **支給の決定**

・奨学給付金は、支給決定後、申請書に記載の口座に振り込みます。支給は原則として受付順で行いますが、書類の不足や記載内容の確認が必要な場合は、順番が前後することがあります。

・ **支給時期：令和6年3月末まで順次**

※ **支給時期をお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。**支給の有無が決定しましたら、書面にてお知らせします。

- ・ 生徒の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が、保護者に扶養されていることを健康保険証等で確認できない場合、扶養されている兄弟姉妹が「いない」区分になります。
- ・ 虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定が取り消します。
- ・ 申請後、家計状況に変更があった際は、県教育課に申し出てください。

◆ **申請に必要な書類について（奨学給付金家計急変分）**

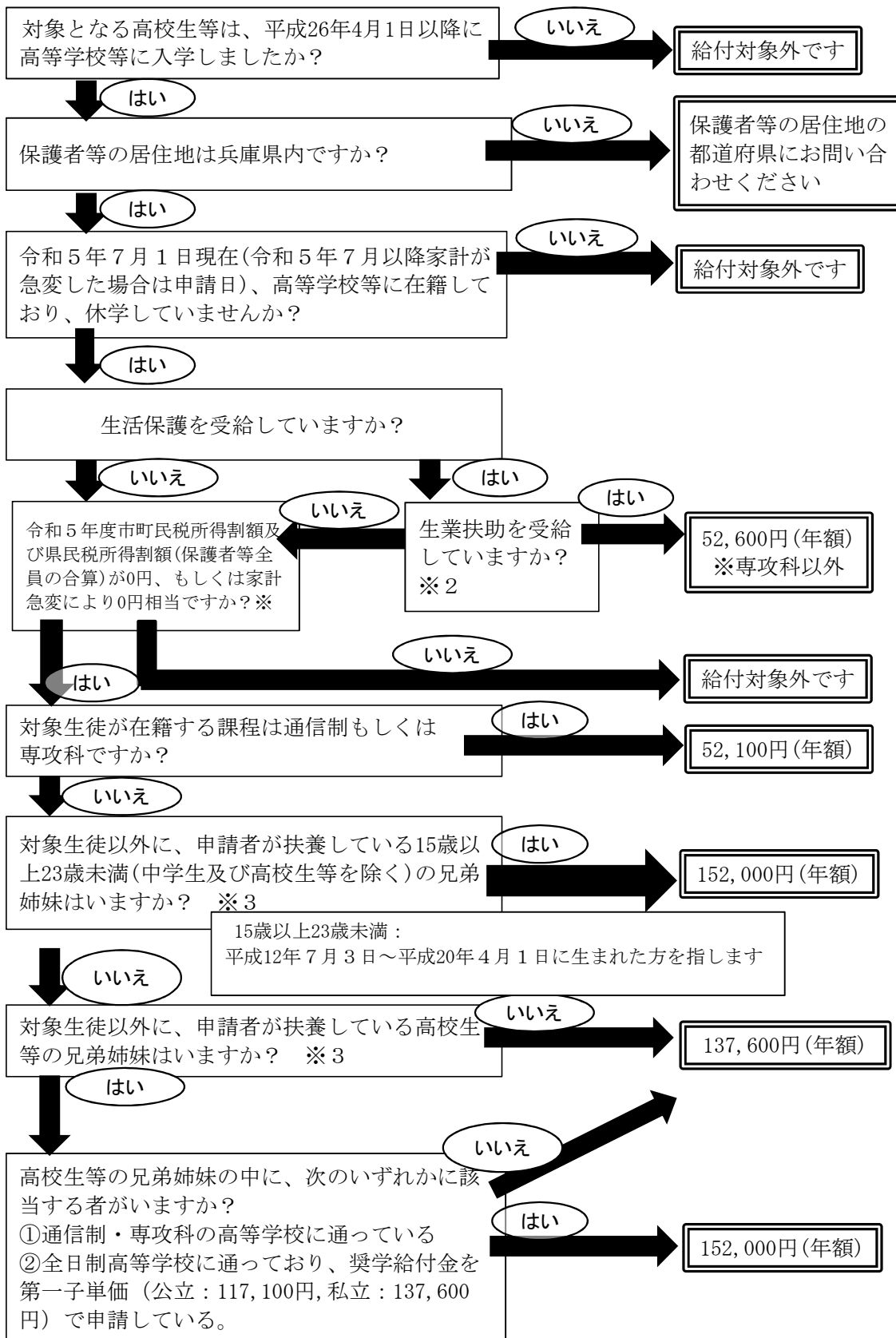
漏れがないか確認の上、申請してください。

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類		
		52,100	137,600	152,000
① 私立高等学校等奨学給付金(家計急変分)支給申請書(表裏2面) (黒色のボールペン(消せるボールペン不可)で記入)	申請者が記入	◎	◎	◎
② 世帯全員分の住民票(令和5年7月1日以降発行のもの) (住民票記載事項証明は不可)	市(区町)役場	◎	◎	◎
(ア) 申請者の世帯全員分(続柄の記載があるもの) (イ) 保護者等、対象生徒、対象生徒以外に扶養している高校生等もしくは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹で、住所地が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票(在寮証明書でも可)		△	△	△
③ 在学証明書(令和5年7月1日以降発行のもの) ・別添の「在学証明書」に、学校の証明(押印)を受けて提出してください。 (学校の様式の場合、必要事項の追記と押印が必要です)	申請者がコピー	◎	◎	◎
④ 申請者名義の通帳の写し(昨年度と同一の口座の場合は省略可) ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの(キャッシュカードのコピーでも可)。	申請者がコピー	◎	◎	◎
⑤ 保護者等の家計急変の発生を証明する書類 ・ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、廃業届 ・ 新型コロナウイルス対策の影響による収入減少があった者等を対象とする公的支援受給証明書等	申請者がコピー	◎	◎	◎
⑥ 保護者等の令和5年度課税証明書 ・ 保護者等全員分の課税証明書をご提出ください。 ・ 「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」の写しでも構いません。	市(区町)役場	◎	◎	◎
⑦ 保護者等全員分の急変後1年間の年収見込を確認するための書類 ・ 会社発行の収入見込証明、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など	勤務先等	◎	◎	◎
⑧ 健康保険証の写し※扶養誓約書に貼付(記号・番号欄は黒塗りの上、扶養誓約書に必要事項を記載し、裏面に糊付け) ・ 対象生徒分(必須)	申請者がコピー	◎	◎	◎
・ 対象生徒以外に保護者等が扶養する親族がいる場合、その親族全員分		◎	◎	◎
⑨ 対象生徒以外の奨学給付金支給申請書の写し ※対象生徒以外に高校生等の兄弟姉妹がいる場合のみ	申請者がコピー	—	△	△
⑩ 個人対象要件証明書 ※対象生徒が高等学校等専攻科に在籍する場合のみ	高等学校等	△	—	—
⑪ 申立書	申請者が記載	◎	◎	◎

令和5年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート



※1 不明の場合は、市(区町)役所、勤務先等にお問い合わせください。

※2 不明の場合は、福祉事務所にお問い合わせください。

※3 扶養しているかどうかの確認は、原則として健康保険証で行い、令和5年7月1日現在(7月1日以降に家計急変が生じた場合は申請日)の状態と判断します。確認ができない場合は、「扶養していない」区分となります。